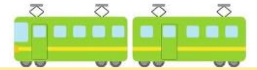




有田市妊産婦（ハイリスク妊産婦） 交通費支援助成事業のお知らせ



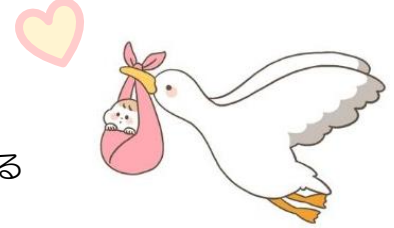
有田市では、妊娠経過から和歌山県内の周産期母子医療センターにあたる医療機関に通院せざるを得ない方が、安心して出産できる環境づくりを推進するため、通院に伴う交通費の一部を助成します。

※身体的な状況等の理由で県外の周産期母子医療センターでの受診が適当と認められた場合も助成対象となります。

対象者

次のすべてに該当する方

- ①有田市に住民票があり、居住実態のある妊産婦
- ②ハイリスク妊娠管理加算又は、ハイリスク分娩管理加算に相当する疾患を有すると医師が認めた方



助成期間

母子健康手帳の交付を受けた後の妊婦健康診査から、産後おおむね1か月の産婦健康診査まで

助成額と回数

1回（1往復）の通院あたりの交通費と、下記1往復あたりの上限額を比較し、いずれか低い方の額の4/5を補助します。（令和6年4月1日以降に発生した交通費）

- 自家用車の場合
自宅から病院までの距離（1km未満は切り捨て）×37円×2（往復分）が交通費になります。
- 距離の算定方法
地図アプリ等を使用し、自宅から医療機関までの距離を調べ、下記表に基づいて交通費の単価を決定します。



自宅から医療機関まで1往復あたりの上限額

距離区分（片道）	公共交通機関 （タクシーを含む）	自家用車
40km未満	2,000円	2,000円
40km以上60km未満	4,000円	3,000円
60km以上80km未満	6,000円	4,000円
80km以上100km未満	7,000円	5,000円
100km以上	10,000円	7,000円

助成上限回数

対象となった時期	回数上限
妊娠23週まで	17回
妊娠24週から35週	13回
妊娠36週以降	7回

※多胎妊婦の場合は、上記回数にそれぞれ5回を加えた回数が上限になります。



裏面あり

申請に必要なもの

- ①有田市妊産婦交通費支援事業助成金申請書兼請求書
 - ②特定分娩取扱施設確認書（特定分娩取扱施設の証明が必要です。）
 - ③母子健康手帳の写し（診療日、出産日が記載されている部分）
 - ④領収書又は診療明細書の写し
（母子健康手帳に記載されている健診日以外の妊娠、出産にあたっての診療日）
 - ⑤公共交通機関を利用の場合は、領収書又は、利用証明書
 - ⑥上記①～④のほか、市長が必要と認めるもの
- ※①②は有田市役所ホームページからダウンロードできます。



申請期間

通院終了日の属する年度の3月末まで

但し、1月から3月の期間に終了した場合は、次年度の6月末まで申請可能です。
例:令和7年1月10日に医療機関の受診を終了された場合⇒令和7年6月30日まで申請できます。



Q&A

Q. 周産期母子医療センターとは？

- A. 和歌山県下の周産期母子医療センターは下記医療機関になります
- ・和歌山県立医科大学付属病院
 - ・日本赤十字社医療センター
 - ・紀南病院



Q. ハイリスク妊産婦とは？

- A. 診療報酬点数における、ハイリスク妊娠管理加算または、ハイリスク分娩管理加算がされる方を想定しています。
主治医に特定分娩取扱施設確認書を記載いただく必要があります。

Q. 里帰り出産は対象ですか？

- A. 里帰りや、実際の居住が市外にある等の理由で県外の周産期母子医療センターに通院される場合は、居住実態が有田市にないため対象外になります。

Q. 市内の医療機関で分娩を断られて、やむを得ず周産期母子医療センターで出産になった場合は？

- A. 自己都合でない場合は対象となります。

Q. 令和5年度に妊婦健診を受けているハイリスク妊産婦は対象？

- A. 令和5年度の妊産婦健診受診分は対象外になります。
令和6年度4月1日以降の妊婦健診、分娩、産婦健診でハイリスク妊産婦であれば対象です。

申請・問い合わせ

有田市保健センター ☎0737-82-3223



有田市ホームページで掲載